

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月24日（金）午後1時30分から午後3時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	飯塚真砂美		7番	飯塚輝雄	(会長代理)
2番	小林容彰		8番	大貫勇一	
3番	中島牡雄	(会長)	9番	木村俊之	
5番	平井紘一		10番	爲ヶ井晴一	
6番	儘田實		11番	川田英之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗原繁
事務局次長 野口武士
主任 高見直輝（書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、6月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 飯塚真砂美委員、2番 小林容彰委員のご兩人にお願いしま
	す。なお、本委員会への欠席通知はございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果
報告をお願いします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明
	いたします。受付番号207号では、譲渡人は耕作が難しいことから、
	譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅に隣接し
	た場所に位置しております。申請の事由は、農業経営の拡張で問題
	ないと思われま
	す。受付番号208号では、譲渡人は耕作が難しいこ
	とから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、譲受人の自宅
	から、約100mの場所に位置しております。申請の事由は、農業経
	営の拡張で問題ないと思われま
	す。受付番号209号では、譲渡人は
耕作が難しいことから、譲受人へ売買を行うものです。申請農地は、	
譲受人の自宅から、約100mの範囲に位置しております。申請の事	
由は、農業経営の拡張で問題ないと思われま	
す。	
そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がない	
と思われま	
す。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して	
いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えま	
す。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
8番	受付番号207号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用	

	<p>したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号208号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号209号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
	<p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、採決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。</p>
	<p>（起立全員）</p>
	<p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>

	を議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。受付番号210号では、農家住宅敷を拡張するものです。申請地について、申請人は農地であることが相続により判明し、今回改めて農地法の許可を得て、農家住宅敷拡張としての申請を行うものです。農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
9番	受付番号210号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	昨年11月に夫が亡くなり相続登記の準備をしていたところ、現在住んでいる敷地内に農地があることが判明しました。建築確認済証を調べてみたら の一筆で許可を取得していました。すべてのことを夫に任せていたので45年以上の間、平然と生活をしてきました。驚きと申し訳ない気持ちでいっぱいではあるものの介護用送迎車の方向転換や隣接地との高低差があるため擁壁を壊すことができませぬ。また、敷地内に農地を残すことによって近い将来、子孫に迷惑をかけるのではないかと思ひ、現況のままの利用での生活を望んでいます。以上のような理由より、今般の農地転用4条許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいませようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願ひます。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する

(議案第3号)	ことに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。ただし、受付番号219及び220号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件でありますので、審議、採決に際しましては、「委員」の退席を求めることとなります。それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局
	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について受付番号211号から222号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。211号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市外の持ち家に居住しており、現在離婚協議中です。離婚が成立すれば、現在の住まいを退去しなければならないため、新しい住居を探していました。農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、敷地面積も500㎡を超えないものであり、例外に該当し、許可相当になるものと思われます。212号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで妻と子で暮らしています。子供も大きくなり今のアパートでは手狭となったため、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請地は、近くに須影小学校や大型ショッピングモールがあり、また市内の勤め先までの通勤時間も今とそれ程変わらず、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。213号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、現在、市内のアパートで妻と子で暮らしています。子供も大きくなり今のアパートでは手狭となったため、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請地は、近くに須影小学校や大型ショッピングモールがあり、また夫婦の通勤にも利便性がよく、とても住環境が良いことから、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。214号では、トラックターミナルを設けるものです。譲受人は、鴻巣市に事務所を置き、平成27年から主に運送業を行って

る法人です。顧客の細かいニーズに対応するため、現在取引のある工場から商品を運搬し、鴻巣の配送センターで小分け積替えを行い、納品先店舗等に配送しております。順調に業績が伸びる一方で、現在の配送センターでは、駐車及び作業等を行う十分なスペースを確保することが難しくなり、安全かつ増大する需要に対応するためには、ヤードの拡張及び積替えスペースの確保が必要となりました。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解も得られたことで、今回、トラクターミナルとして申請するものです。農地の区分については、「第1種農地」と判断しました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由がトラクターミナルであるため、農地法施行規則第35条第4号に規定する「流通業務施設」として例外に該当し、許可相当になるものと思われます。215号では、譲受人は、小松台に工場を置き、平成7年から化粧品及び医薬部外品の製造並びに販売を行っている法人です。令和元年7月より工場を稼働し、その後の稼働に伴い、従来の危険物倉庫だけでは取り扱う危険物の備蓄に限界が生じたため、昨年1月に危険物倉庫を増築しました。既存駐車場の一部を増築を行ったため、現在駐車場等が不足し、駐車場を確保するため、今回申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。216号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人の居住地は、倉庫建築の計画地内で、移転先を調整していました。申請地は、現在の居住地の近傍で、所有農地の維持管理にも適している場所であり、今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。217号では、自己用住宅を設けるものです。譲受人は、父親の持ち家で生活しております。家屋の老朽化や生活に必要な駐車スペースを確保するため、建替えを検討しましたが、現在の敷地では必要な広さを確保できないため、条件に合う場所を探していました。申請農地は、今後の生活に必要な条件を満たしており、地権者の同意を得られたことから今回、自己用住宅敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。218号は、介護施設を設けるものです。譲受人は、昭和62年から介護保険法に基づく事業を展開している法人です。現在、新たな介護施設を整備することについては、羽生市の決定を受けております。申請農地の近くには同法人が運営する通所施設もあり、利用者が安心して介護サービスを提供できる場所で、地権者の同意を得られたことから、今回、会議施設敷として申請するものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。219号では、太陽光発電施設を設けるものです。譲受人は、大阪府大阪市に事務所を置き、令和3年から太陽光発電事業を行って

	<p>いる法人です。申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。220号では、太陽光発電施設を設けるものです。本案件は、先ほどご説明しました、受付番号219号と譲受、譲渡人並びに転用目的が同一であり、また申請農地も隣接した場所であるため、説明につきましては同様となりますので、省略いたします。221号では、建売住宅を設けるものです。譲受人は、東京都西東京市に本社を置き、昭和56年から不動産業を行っている法人です。申請農地の近くには、国道122号線や大型ショッピングモールがあり、生活環境も整い、需要が見込め、今回建売住宅の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。222号では、建売住宅を設けるものです。譲受人は、加須市に本社を置き、昭和60年から不動産業を行っている法人です。申請農地の周辺は、すでに建売住宅敷として農地転用許可が出ており、開発が進んでいる地域となっています。近くには、南羽生駅があり、また、市街化区域に隣接した場所でもとても利便性が良く、需要が見込め、今回建売住宅の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから、申請を行うものです。農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。</p> <p>また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号211号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、行田市に妻の実家の土地に私名義の住宅を建て、家族で居住していますが、現在、妻と離婚協議中です。離婚が成立すれば、私は、現在の住まいから退去しなければならないため、新しい住居を探していました。現在の仕事が自動車関係のため、交通の便利な場所を考えて探していましたところ、同土地を紹介されました。同土</p>

	<p>地であれば希望に近く、車による交通の便も良く、病院・ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。なお、離婚協議が成立した場合は、私名義の住宅は、妻へ名義変更を行うものと考えています。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号212号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、羽生市内のアパートにて生活しておりますが、子供も大きくなり現在の住まいでは手狭となってきたため、新しい住宅を建築したいと思い、建築できる土地を探していました。住宅地の選定に際し、私の職場が羽生市内であるため、羽生市内で現在の通勤時間とあまり変わらない場所で、私と妻と来客用で3台以上の駐車スペースが確保できることを条件として、市街化区域で探したのですが、条件に合う物件を見つけることができませんでした。そこで範囲を広げて探したところ、今回の申請地を譲って頂けることになりました。こちらの土地であれば、予定の駐車スペースも確保でき、希望の条件にも合致しているため、ぜひこちらの土地に住宅を建築し暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしくお願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
8番	<p>受付番号213号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、羽生市内のアパートにて生活しておりますが、現在の住まいでは手狭となってきたため、新しい住宅を建築したいと思い、建築できる土地を探していました。住宅地の選定に際し、私が で、妻が で教師をしているため、現在も住んでいるお互いの通勤に便利な羽生市内で私と妻と来客用で3台以上の駐車スペースが確保できることを条件として、市街化区域で探したのですが、条件に合う物件を見つけることができませんでした。そこで範囲を</p>

	<p>広げて探したところ、今回の申請地を譲って頂けることになりました。こちらの土地であれば、予定の駐車スペースも確保でき、希望の条件にも合致しているため、ぜひこちらの土地に住宅を建築し暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしくお願ひ致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
1 1 番	<p>受付番号2 1 4号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>弊社はこのたび農地法5条の規定に基づき農地転用許可申請を致します。現在、鴻巣市内の本社、配送センターを中心に運送業として日本全国に配送展開しています。平成27年に会社設立以来、順調に業績を伸ばし「断らない」営業をモットーに、この6年間でトラック保有車両は100台を数えるまでに急成長を遂げなお、発展を続けています。愛知県江南市・小牧営業所、佐賀営業所があり、さらに関西地区に新たな営業所を設けるべく計画進行中です。主要取引先として <input type="text"/> があり、 <input type="text"/> などの家庭用紙製品関係、 <input type="text"/> グループ関連、 <input type="text"/> などの飲料関係など生活用品全般に渉る幅広い分野の運送ニーズに対応しています。現在、利用している鴻巣配車センターには私が代表取締役を兼務する <input type="text"/> 株式会社登録22台を含め、計66台のトラックを駐車していますが、そのほとんどが10 t ロング車です。2年前に配車センターを設けたときは現在のような車両規模になるとは想像もしていませんでした。さらに小牧登録（鴻巣小牧間往復）15台が毎日のようにここに来ますので現鴻巣配車センターでは全車両は到底納まりません。ここ数年、お客様のきめ細かいニーズに対応するため、工場から商品を運搬し、弊社で小分け積替えし、納品先店舗等に運ぶ仕事が増えてきました、現在、鴻巣配車センターでは1日当たり平均10 t 車10台程度を3 t、2.5 t 車へ積替え作業を行っています。しかしながら前述の通り、現配車センター敷地の限られたスペースでは特定の積替えスペースを確保出来ませんので、その都度空いたスペースを臨時利用しながら何とかこなしている状況です。増台する需要に応じるためにはヤード拡張、積替えスペース確保は大変重要かつ喫緊の課題となってきました。現配車センターのキャパシティは既に限界を超えていますので、隣接敷地所有者に土地売買賃貸を度々お願ひしていますが、どうしても協力が得られま</p>

せん。ただでさえ朝夕に集中するトラック出入りはドライバー通勤車両との入替等限られた敷地内では困難を極めています。また、前面道路幅員が狭いので近隣に多大なる迷惑をかけている状況であります。このままでは事故の危険性があり、既存の取引先様の増大する一方のニーズに応えられずに他の業者に移行されかねない様相です。さらに刻々と変化するお客様の多様なニーズに対応するため、単純な輸送業務に止まらず、きめ細かいサービスを提供するために大型車・中型車・小型車相互の積み替え作業を求められるようになってまいりました。前述の通り既存施設ではそのようなスペースはどこにもなく、弊社としましては厳しい競争社会を生き残るために専用トラックターミナル確保は最早一刻の猶予もない緊急命題となりました。一昨年あたりから、創業地であり、中心になっている埼玉県北地域で進出地を探していましたが、なかなか物件に巡り合えず思うに任せない状況が続いていました。範囲を広げて検討しましたが、やはりまとまった面積を確保出来、かつ幹線道路に面する物件は全くありません。羽生ICを中心にいくつか検討した物件は何れも高圧線下、洪水浸水区域、地権者同意などに難があり、トラックターミナルスペース、30台以上を駐車、一元管理出来る土地を取得することは困難を極めました。行田市、羽生市など県企業局による産業団地分譲にもエントリーを続けましたが、全く採択されず途方に暮れていました折、今般、縁あって本社事業所から10km圏内にある本件売買契約を得ました。他に候補地は一切なく、弊社にとってまさに千載一遇の機会であり、これを逃すともう次の機会はないものと考えます。計画地は国道125号線に面し、国道122号線にも至近であり、東北道羽生ICへのアクセス抜群な立地です。東北道から圏央道、中央道、東名高速、上信越北陸道へと全国展開を考えますとこの上ない場所であります。計画地には、積替えスペース3箇所分、トラック待機場、転回スペース等を予定しています。また、北側及び東側隣接には住宅と農地があり、近隣対策として5mの緩衝帯を設け、植栽等により排ガスなどの迷惑防止に努める所存です。今後は計画地での積替え作業は当社の重要な事業となり、単なる輸送業務からトラックターミナルを活用した積替え輸送を弊社業務の中心としていく所存であります。将来を見据え、ニーズの増大に対処していくためには計画地の規模はどうしても必要なものであります。なお、本計画地は露店ヤードとし建物建設は行いません。以上、参考事由を申し添え、理由書と致しますが、行政当局におかれましては係る事情をご賢察の上、何卒、ご理解賜り、本計画につきよろしくお取り計らい方お願い申し上げます。

以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。

9 番	受付番号 2 1 5 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	令和元年6月に砂山工場を竣工し7月より工場を稼働し始めましたが、その後運用している中で従来の危険物倉庫だけでは取り扱う危険物の備蓄に限界が生じてきました。そのことから敷地西側駐車場及び緑地部に別棟の危険物倉庫を増築する計画とし、令和3年1がつに建築を行いました。ただし増築を行ったことで既存駐車場30台分と緑地約1030㎡が減少することになり、駐車場の運用と緑地の法規上の問題が発生いたします。そこで北西側隣地の3名のご協力・ご理解を得て土地を取得できる流れとなり、不足する駐車場と緑地を確保し整備を行う計画としております。以上の理由により該当申請地を選出しましたので、当該計画における格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2 番	受付番号 2 1 6 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在、現住所地に住んでおります。現住所地は倉庫建築の計画地内となっており、移転を余儀なくされております。申請地は現在の居住地の近傍であり、所有の内の維持管理のできる場所を条件として検討していたところ申請地の紹介を受けました。現住所地と申請地は距離にして約100mと大変近く所有農地の維持管理が可能であり、生活環境の著しい変化もなく安心して生活できると考え申請地を選定致しました。現住所地は倉庫計画地となっており、移転をしなければならない状況となっておりますので許可して頂きたい本書を提出する次第です。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 0 番	受付番号 2 1 7 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地に自己用住宅を建築したく開発許可及び農地法第5条許可を申請いたします。現住所地にて両親と3人で生活しておりますが、敷地は狭く間口も狭いため、手狭であることは否めません。</p> <p>その上、建物は昭和59年に新築し38年が経過しました。大分老朽化が進み、建替えも考えましたが、隣接地はすべて建物があり広げる余地もなく、居室・駐車場も含めて十分な広さを確保することができない上、私には建築可能な土地や建物を所有していないため方々探してまいりました。そこで申請地は敷地も広く、県道にも近いいため、車を運転する私にとっては申し分ないのですが、両親にとっては駅に近い方が都合がよいいため、現在の住まいは父の所有なので残し、資金面においてもできるときに建築し、将来一緒にすむことを考え申請を決意致しました。許可後におきましては申請通り利用いたしますので、どうかご許可頂けますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
7番	<p>受付番号218号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく整備事業者として決定しましたので、「認知症対応型共同生活介護、高齢者認知症グループホーム」の施設整備を計画いたしました。令和2年10月1日羽生市の高齢化率は29.7%に達し、団塊の世代が75歳を迎える2025年には、高齢者人口は16,570人、高齢化率は32.5%になることが推測されます。令和2年10月1日時点での認知症高齢者数は1,500名弱となっており、今後認知症高齢者数が増加していく傾向にあると言われております。2025年には認知症高齢者数は1,669名と推測されています。国が発表した認知症対策推進総合戦略（新オレンジプラン）によると、高齢者の約5人に1人が認知症若しくはその予備軍になるとされています。現在羽生市には、認知症高齢者グループホームは4ヶ所整備されていますが、今回の施設整備は未整備圏域でもあり、高齢者人口が羽生市内で最も多い東部圏域で2ユニット（定員18名）の施設整備を計画しています。また、弊社が既に運営している（1ユニット）の経営効率改善とサービス向上のため移転させ、3ユニット（27名）での事業計画を考えており、羽生市高齢介護課に説明し了解を頂き、今回の事業者選定に至って</p>

	<p>います。そして、計画施設の近隣には、「通い・訪問・泊り」のサービス提供を実施する「小規模多機能あつたかほーむ藤井」と、「通い」のサービス提供を実施している「デイサービス井泉」があります。今回計画しています認知症高齢者グループホームが満室となった際にも、待機して頂きながら、隣接する事業所で在宅サービスをご利用頂くことが可能です。東部圏域で計画することは、様々な面で相乗効果が期待できることから東部地区での施設建設としました。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号219号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。譲受人は定款及び履歴事項証明書にあるとおり、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要請に応えるためにも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に勤めております。損益シミュレーションの結果より事業としても採算性があると判断し、申請に至ったところであります。太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地を活用しないと事業が成立しない状況にあります。他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物がないことというのがありますが、今回の申請地は796㎡ですが、パネル配置図にあるように土地の形状もよく、効率的にパネルが並べられます。また、周囲環境や立地条件等から日当たりもよく、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。</p> <p>何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号220号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。譲受人は定款及び履歴事項証明書にあるとおり、事業目的として再生可能エネルギー発電事業及びそれに付随する土地管理を行っている法人です。CO2排出量削減という社会的な強い要請に応えるため</p>

	<p>にも積極的に再生可能エネルギー発電施設の拡充に勤めております。</p> <p>損益シミュレーションの結果より事業としても採算性があると判断し、申請に至ったところであります。太陽光発電事業も買取価格が下がり、事業投資費用面から農地を活用しないと事業が成立しない状況にあります。他に太陽光発電施設用地の条件として、目安は面積が1000㎡程度で周囲に高い建物が無いことというのがありますが、今回の申請地は920㎡ですが、パネル配置図にあるように土地の形状もよく、効率的にパネルが並べられます。また、周囲環境や立地条件等から日当たりもよく、太陽光発電に適した土地であり、損益シミュレーションの結果よりも採算性があると判断いたしました。</p> <p>何卒ご理解の上、許可賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6番	<p>受付番号221号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地は、住宅用地としては最適な環境にあります。開発行為者である譲受人は年間約1万棟の分譲住宅を建設・販売しております。</p> <p>本申請地につきましても、これまでの実績から住宅購入の需要があり分譲住宅を建設しても問題ないと判断いたしました。また、譲渡人は高齢により農作業が困難なことから本申請地の管理が難しいため、開発行為者に売却することになりました。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
6番	<p>受付番号222号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、羽生市内で建売住宅を建てる土地を探していました。申請地は市街化調整区域ではありますが、前面道路の対向が市街化区域であり、南羽生駅も近く生活のための利便性に優れているので、専用住宅の建築に適していると判断しました。上記理由と、地域社会の発展のため許可の方よろしくようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ま</p>

	<p>ずは受付番号211から218号及び221、222号について、 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。</p>
推進委員	<p>221号について建売住宅4棟とのことだが、全体での面積は何㎡ か。</p>
事務局	<p>宅地と申請農地を併せて1,667.64㎡となっています。 (発言なし)</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による 許可申請の受付番号211から218号及び221、222号につ いては、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙 手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による 受付番号211から218号及び221、222号の許可申請につ いては、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定い たします。 続きまして、受付番号219及び220号について、ご質疑・ご発 言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等 に該当するため、議席番号9番「木村委員」の退席をお願いします。 (委員の退席) それでは受付番号219及び220号について、ご質疑・ご発言を 願います。 (発言なし) 特に発言もないようですので、採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第3号 農地法第5条の規定による 許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する ことに賛成の委員は「挙手」願います。 (挙手全員) 挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による 受付番号219及び220号の許可申請については、許可相当の意 見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。それでは、 「 委員」の入室をお願いします。 (委員の入室) (議案第4号) 引き続き、議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用 状況の確認についてを議題といたします。事務局からの説明後、担 当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認 について受付番号204-1号・204-2号の相続税の納税猶予に係る特例 農地等の利用状況の確認について、ご説明いたします。相続税の納</p>

	<p>税猶予とは、農地を相続により取得した農業相続人が、その農地で引き続き農業を営む場合、一定の条件のもと、農地に対応する相続税を猶予するというものです。今回、行田税務者からの依頼を受け、利用状況を確認するため、担当となる委員さんへ現地調査をお願いし、併せて事務局においても現地調査を行い、現在の農地の利用状況について税務署へ回答を行うというものです。204-1号・204-2号では、平成13年12月18日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。</p>
11番	<p>受付番号204-1号・204-2号について、調査報告を致します。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>また、申請地の利用状況を確認したところ、水田及び畑として利用していたことを、ご報告いたします。以上でありますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告・説明が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
1番	<p>年数の決まりはあるのか。</p>
事務局	<p>納税猶予を受けてから20年間となっております、今回が20年経過したので利用状況の確認をさせていただいております。</p>
議長	<p>質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。</p> <p>それでは、議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、同意することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第4号については、同意することに決定し、行田税務署へ確認書を提出いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。ご覧のとおり、住宅敷10件、資材置場敷1件でございました。</p> <p>報告事項2 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、計画変更による取下げとなります。2件ございました。</p> <p>報告事項3 農地法第5条の規定による届出の取消しについてでございますが、これは、4月22日に受理した案件で、今回、譲受人の人数が1名から2名に変更することから、届出の取消を行なったものです。</p>

	報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となります。15件ございました。
	報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました5月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が2件、5条が6件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 7月の定例農業委員会について
	② 農地相談会について
	③ 活動記録簿の提出について
	④ 令和4年度最適化活動研修会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和4年 6月 24日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	